

会報

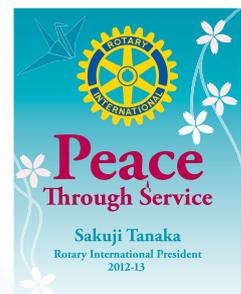
過去に学び
次世代への継承

2012~2013年度 会長 黒島 一生

第2697回 2月12日(火)

2012~2013

奉仕を通じて平和を
心・家族・地域・世界に平和の恩恵を



本日のプログラム
「相続について」

池垣 信一 会員

次週のプログラム 2月19日(火)
「ロータリー創立記念日に寄せて」

戸嶋 浩 副会長

- 例会場/ホテル函館ロイヤル TEL (0138) 26-8181 (代)
- 例会日/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/ニチロビル4F TEL (0138) 23-3870 FAX (0138) 22-2251
- 会長/黒島一生 ● 副会長/戸嶋浩 ● 会長エレクト/池垣信一
- 幹事/佐藤真一 ● 副幹事/五十嵐正
- 友好クラブ/青森東ロータリークラブ・長崎東ロータリークラブ

第2696回例会 2013年2月5日(火)天候 雪

月間テーマ 世界理解月間

■ロータリーソング 奉仕の理想

■司会 黒島 一生 会長

■今月の誕生日

20日 堀会員

■今月の結婚日

8日 森元会員

■会長報告

1、ロータリー財団より宮崎裕之会員へマルチプル・ポール・ハリス・フェロー（2回目）のピンが届いておりますのでお渡しいたします。



■委員会報告

1、親睦活動委員会：クリスマス家族会写真の件。

■幹事報告

1、熊平製作所より「抜萃のつゞり その七十二」が届いておりますのでメールボックスへ配布いたしました。

2、2月18日函館亀田RC例会は夜間例会へ変更しております。

3、例会終了後理事会を開催いたします。

「弁護士会の活動 について」

平井 喜一 会員

1 自己紹介

両親は埼玉出身で東京生まれです。高校は早稲田実業で、早大法学部卒です。関東だけではなく、幼稚園から中2ま



で札幌にあり、また、函館での生活も約10年になりますので、半分以上は道民です。

弁護士としては9年目で、嶋田法律事務所（当事務所の嶋田敬はご承知のとおり函館東ロータリークラブに所属しておりました。）で弁護士業務を行っております。函館は私が弁護士登録した当時に30名前半で、今は48名ですが、ようやく人口1万人に一人程度ですので、色々な依頼があります。刑事弁護、離婚、相続、交通事故、債務整理、等様々で、最近増えてきたのは、後見業務や後見人選任申立の案件です。

2 弁護士会とは

弁護士の法的地位については、弁護士法という法律で定められております。裁判官、検事とあわせて、弁護士は法曹三者と呼ばれています。司法試験が、これら3つの仕事に就くための共通の資格試験であり、また司法修習で3つの研修をすべて行っていることから、共通の基盤があるためです。

しかしながら、戦前における弁護士の地位は低く、色々うるさいことをいう奴らと思われたのか、煙たがられ、また、安く事件を受けて適当な処理をするという意味で、「三百代言」という蔑称すらありました。

弁護士法の特徴としては、①基本理念として、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」をうたっていること、②強制加入団体であること、③弁護士自治を保障していることがあげられます。

①についてですが、これは、単なるお題目として掲げているだけではありません。弁護士の取り扱う仕事は、その人にとっては、トラブルに巻き込まれた場合であれ、訴えを起こす場合であれ、一生に何回もない重大な案件です。

わかりやすい例として刑事事件を例にとりますと、逮捕され身体拘束された状態というのは、身体的自由がない状態で、重大な人権侵害がある状態です。被害者が犯人らしき人に怒る、それは当

たり前です。ですが、被告人が、本当に全て悪いとは限らず、無実の場合もあります。犯人に間違いなくとも、重い罪にあたるのかどうか、疑問な場合もあります。被告人のために弁解できるのは、弁護士だけです。

弁護士は、その取り扱う事件の性質上、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を目指すべき立場におり、単なるきれい事ではないのです。

②について、本来、職業選択の自由からすれば、誰がどんな仕事をやってもよいはずですが、しかし、弁護士は、必ず弁護士会に所属し、会費を払わなければ活動できません。医者がたとえスキルがあっても、無資格で治療してはいけないのと同じで、弁護士はその取り扱う業務の重大性から、専門性について資格試験で担保し、また倫理をもって活動するようにしぼりをかけているのです。

③について、弁護士は、自治を保障されています。例えば弁護士が依頼を受けてお金をもらいながら何もしない場合等、刑法に触れる行為でなければ処罰はされませんが、そのような弁護士に対する処分は、弁護士会が行うこととされています。懲戒処分は、たとえ戒告であっても公開されます。近頃はネットの影響で、戒告されただけでも広まります。さらに、業務停止となると、大きな打撃です。一般の方は、業務停止1月という軽いつい印象を持たれますが、自営業者の皆様方ならおわかりいただけるかと思いますが、継続中であれ、もうすぐ終わる事件であれ、すべての業務を辞任しなければならないというのは、重大なことです。信用が著しく損なわれます。

しかし、近頃は、弁護士の不祥事が色々と報道されており、個人が意識を高める必要があるのはもちろん、弁護士会も対策を迫られています。

3 弁護士会の活動

函館弁護士会の活動には、弁護士内部の活動が当然ありますが、そのみではなく、単なる業界団体ではありません。

一例を挙げると、過疎対策として、八雲や松前で実施している相談は無料で行っています。

プロボノ活動も色々行っています。函館弁護士会にも様々な委員会があり、例えば、人権擁護委員会、子どもの権利と法教育に関する委員会、高齢者障がい者支援委員会などは、公益的な活動を行っており、弁護士は無償で活動しております。

このような活動を弁護士会が行っているのは、弁護士の使命に基づくものであると考えます。

今後、函館弁護士会が、そうした委員会活動などで皆様方のお世話になることもあろうかと存じますが、その節はよろしくお願い申し上げます。

2月5日PM6:30より第4回クラブアッセンブリーが開催され各委員会事業進捗状況の報告がありました。



■ニコニコボックス

黒島会長、佐藤真一幹事 親睦活動委員会の皆様ごころう様です。平井会員本日の卓話宜しくお願い致します。
佐藤雄喜会員 親睦活動委員会 御苦勞様です。
佐藤美子会員 平井会員 卓話ががんばって下さい。
石畑弘樹会員 親睦活動委員会の皆様ごころう様です。
池垣信一会員 経営革新等支援機関の認定を受けました。
原会員 例会運営委員会 ご苦勞様です。
松井会員 会長幹事ガンバって下さい。
渋谷会員 平井会員 卓話頑張ってください。
吉川会員 平井会員本日は宜しくおねがい致します。
山谷会員、吉田昇会員、吉田恵美子会員、今井会員、松山会員、平井会員、五十嵐正会員、安田雄二会員、池垣清信会員、宮崎裕之会員、安保会員、吉村会員、戸嶋会員、宮崎徳三郎会員、五十嵐稔会員、時田会員、森元会員、小野会員、新保会員、堀会員、安田真也会員 月始めです。

■広告料 (株)ツカサ技研 吉田昇会員
(有)吉川金属工業 吉川達也会員
(株)北海道新聞 安田販売所 安田雄二会員
安田ハウジングサービス(株) 安田真也会員

■出席報告

- ・2月5日(火) 46名中出席36名(免徐1名)
- ・1月22日(火) 出席率78.26%

市内他クラブ プログラム

2月13日(水) 函館北RC 卓話
2月14日(木) 函館RC
「歴史と伝説の間で」 小林 優幸氏
2月15日(金) 函館五稜郭RC
「卓話」 能登 彰 会員
2月18日(月) 函館亀田RC 夜間例会

◆ テレフォンサービス 26-3170 ◆

(有) ローハイド

明本 修一 会員

東山2丁目1-33 電話 56-1564

(株) 中央石油

安保 裕一郎 会員

鍛冶2-16-16 電話 52-4745